

基 発 第 0130002 号

平成 16 年 1 月 30 日

別
添

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成 15 年度中央労働保険適用徴収業務監察結果について

標記について、別添のとおり取りまとめたので職員に周知を図るとともに、
平成 16 年度の行政運営方針等の策定に反映するよう配慮されたい。

平成 1 5 年 度

中央労働保険適用徴収業務監察結果報告書

厚生労働省労働基準局

厚生労働省職業安定局

目

次

平成 15 年度中央労働保険適用徴収業務監察結果の概要	1
第 1 管内行政課題及び業務計画の策定状況	
1 管内行政課題の策定状況	3
2 業務計画の策定状況	3
第 2 労働保険適用徴収業務の実施状況	
1 労働保険適用促進の実施状況	5
2 労働保険料の適正徴収の実施状況	7
3 徴収事務に係る事務処理状況	11
第 3 労働保険事務組合の監督・指導業務の実施状況	
1 事務組合の監督・指導の実施状況	15
2 改善指示・指導事項	15
3 事務組合及び委託事業場に対する監督・指導方針等(平成 15 年度)	16
第 4 年度更新の実施状況(平成 15 年度)	
1 年度更新説明会の実施状況	17
2 早期収集のための取組状況	17
3 その他の取組状況(広報等)	17
4 徴収(部、課、室)と総務・基準・安定各部の連携状況	18
第 5 職員研修計画の策定及び実施状況	
1 職員研修計画の策定状況	19
2 職員研修の実施状況	19
第 6 会計事故防止対策の策定及び実施状況	20
平成 15 年度中央監察実施労働局及び労働基準監督署	21

平成15年度中央労働保険適用徴収業務監察結果の概要

我が国の経済は、低成長と長期的なデフレ状態が平成14年度においても継続する中、労働市場の一部に改善への動きがみられるものの、完全失業率が引き続き高水準となるなど依然として厳しい状況となった。

このような厳しい経済情勢のもと、平成14年度の労働保険料収納済歳入額は、平成14年10月1日から雇用保険率の引上げにより、3兆6,644億円と前年度に比べ325億円上回る結果となった。

労働保険は、労災保険給付や失業等給付を通じて労働者の福祉の増進に大いに寄与しているとともに、労働行政の各種施策の推進を財政面から支える制度として重要な役割を担っている。

このため、労働保険適用徴収業務（以下「適用徴収業務」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）の適用徴収業務主管部門の指揮のもと、局、管下の労働基準監督署（以下「署」という。）及び公共職業安定所（以下「所」という。）が連携し、一体となって運営されることが求められている。

平成15年度の中央労働保険適用徴収業務監察（以下「中央監察」という。）は、30局53署を対象にして、管内の実情等を的確に把握し、重点課題を定め、業務運営が効果的、効率的に行われているかについて実施した。

実施した主な監察項目は、以下のとおりである。

- 1 管内行政課題及び業務計画の策定状況
- 2 労働保険適用徴収業務の実施状況
- 3 労働保険事務組合の育成・指導等の実施状況

中央監察結果は後述のとおりであるが、全般的には各局とも、局内各部との連携と円滑な業務処理体制の確立を始め、手法等の見直しも含め、行政課題に積極的に取り組み、効果的かつ効率的な業務処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、未手続事業場に対する加入勧奨結果の把握、滞納整理への取組及び労働保険事務組合に対する監督・指導状況などに不十分な状況がみられたので、その改善に取り組み、効果的かつ効率的な運営に努める必要がある。

特に徴収・収納業務において、基本的事務処理に適切さを欠くといわざるを得ない状況が多くみられたので、原則に立ち返り、管理者等の点検の励行、相互牽制体制の

再検討及び職員の事務処理能力の向上を図ることより、一層の的確・適正な業務運営に努める必要がある。

第1 管内行政課題及び業務計画の策定状況

1 管内行政課題の策定状況

管内の適用徴収業務の問題点等を的確に把握し、重点行政課題を定め、それらの取組方針が明確にされているかを中心に監察した。

平成14年度の行政課題については、各局とも、本省の行政運営方針を踏まえ、管内の実情、問題点の分析・検討を行い、重点行政課題を策定しその取組方針を明確にしていた。

重点行政課題の主なものとしては、次のとおりである。

(1) 労働保険の適用促進

- ① 未手続事業の把握及びその解消対策の推進
- ② 適用促進月間を中心とする広報活動

(2) 労働保険料の適正徴収

- ① 年度更新の的確かつ円滑な実施
- ② 労働保険料の算定基礎調査の実施
- ③ 労働保険料の滞納整理の実施

(3) 労働保険事務組合の育成・指導等

- ・ 事務組合の監督・指導の実施

なお、半数以上の局において労働保険と社会保険の徴収事務の一元化に向けた社会保険事務局等との連携を、また、ほぼ半数の局では、業務運営に当たっての社会保険労務士の活用を重点行政課題として取り上げている状況がみられた。

2 業務計画の策定状況

平成14年度の業務計画（実施要領等）の策定については、業務計画の策定過程、中央監察及び地方労災補償業務監察・地方雇用保険業務監察（以下「地方監察」という。）の反映状況を中心に監察した。

業務計画については、各局とも、前年度における業務の取組状況、中央監察及び地方監察の結果を踏まえ、管内の実情に即した具体的な業務計画を策定している状況がみられた。

また、業務計画の策定に当たっては、各局とも、総務部が、労働基準部及び職業

安定部と十分連携を図って策定しており、適用徴収業務が一体となって推進できるよう配慮している状況が定着しつつあることが窺われた。

第2 労働保険適用徴収業務の実施状況

1 労働保険適用促進の実施状況

適用促進については、中長期計画を策定し、年次計画に沿って実施されているかを中心に監察した。

(1) 適用促進の取組、実施状況

適用促進に当たっては、①未手続事業の把握、②未手続事業に対する加入勧奨の方法及び加入勧奨記録の整備状況、③全国労働保険事務組合連合会都道府県会（以下「労保連」という。）への協力要請及び実施結果の把握状況、④一元適用事業でありながら、いまだに一方の保険の成立手続きのみにとどまっている事業（以下「片保険事業」という。）の解消及び新規発生防止に対する取組状況等について監察した。

ア 未手続事業の把握状況

未手続事業の把握については、各局とも、事業所名鑑、商工会議所・商工会、事業主団体等の新規会員名簿、企業情報誌等の活用や署・所における求人受理・申告・相談等の窓口業務を通じて把握に努め、未手続事業と思われるものに対し、通信調査を実施し、未手続事業名簿を作成している状況がみられた。

また、一部の局においては、タウンページCDからの地区、業種を特定してデータベース化し、未手続事業の把握に努めている事例がみられた。

なお、本省が提供した「労働保険未適事業場リスト」は、ほとんどの局において活用が図られており、又は活用していない局においても活用方法等について検討されていた。

イ 未手続事業に対する加入勧奨の方法

未手続事業に対する加入勧奨については、各局とも、労保連に未手続事業名簿を提供して、労保連から各労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）に委託する方法（以下「委託方式」という。）を基本とするとともに、適用促進月間における広報活動に努めている状況がみられた。

また、ほとんどの局においては、文書又は電話による加入勧奨を実施しているほか、ほぼ半数の局においては、訪問による加入勧奨を、一部の局では呼出による加入勧奨を実施している状況がみられた。

ウ 労保連への協力要請、実施結果の把握及び加入勧奨記録の整備状況

適用促進に係る労保連への協力要請については、各局とも、未手続事業の解消を効果的、効率的に実施するためには、労保連との連携が重要であるとの認識の下に、①未手続事業名簿を提供して加入勧奨の要請をしているもの、②労保連が開催する各種会合又は研修会等を活用して適用促進の取組について説明し、協力を要請しているものがみられた。

中には、局・労保連合同の連絡会議を開催し、適用促進に関する情報交換を行って協力要請している状況もみられた。

また、適用促進の結果については、ほとんどの局において、労保連から実施状況報告を受けている状況がみられた。

さらに、加入勧奨記録の整備については、ほとんどの局で未手続事業名簿を利用して加入勧奨の経過を記録しているほか、一部の局においては、加入勧奨記録票やパソコンを活用し、加入状況・指導内容の事跡を整備している状況もみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 労保連からの活動記録の報告内容に不備が認められるものの、そのまま受領し、点検、指導が行われていないもの
- ② 労保連の適用促進実施状況報告を受けていないもの
- ③ 所で行った未手続事業の加入勧奨について局への報告がなく、局での把握が十分でないもの

したがって、適用促進を効果的かつ効率的に行うためには、労保連から実施結果報告を必ず受けて、労保連に情報提供したものを含め未手続事業ごとに台帳等を作成し、その記録を整備管理する必要がある。

エ 片保険事業の解消及び新規発生防止に対する取組状況

(ア) 片保険事業の解消については、各局において、次のような取組状況がみられた。

- ① 片保険事業の名簿を作成し、局、署、所連携しての文書、電話、呼出等による加入勧奨
- ② 労働保険料算定基礎調査（以下「算定基礎調査」という。）の実施時の加入指導
- ③ 事務組合委託の片保険事業場に対する事務組合への指導、解消要請

(イ) 片保険事業の新規発生防止については、各局とも、保険関係成立届受付時に署・所の窓口で確認し、労働保険制度について指導している状況がみられた。

(2) 労働保険適用促進計画の策定状況

労働保険の適用促進については、各局とも、中長期的展望に立って、3年から5年の中長期計画を策定し、その計画に沿って未手続事業の把握、解消及び周知広報活動等を年度毎に定めて取り組んでいる状況がみられた。

平成15年度の適用促進計画については、未手続事業の把握、適用促進月間中の活動を含めた周知広報、重点対象業種を定めた取組、事務組合の指導・育成等を中心に、各局において実情に合わせた計画を立案し、業務運営を推進している状況がみられた。

2 労働保険料の適正徴収の実施状況

(1) 算定基礎調査実施計画の策定及び実施状況

算定基礎調査については、平成14年度の実施状況及び平成15年度の実施計画の策定状況を中心に監察した。

ア 平成14年度算定基礎調査の実施状況

算定基礎調査については、各局とも、過去の算定基礎調査結果や主体的能力を勘案して実施計画を策定のうえ、選定基準及び計画件数に沿って算定基礎調査対象事業場を定めて実施されている状況がみられた。

算定基礎調査対象事業場の主な選定基準は、次のとおりであった。

- ① 労災保険率（業種）に疑義があるもの
- ② 高額の還付（充当）があるもの
- ③ 常時使用労働者と雇用保険被保険者の数に著しい差があるもの
- ④ 資格得喪事務に疑義があるもの
- ⑤ 免除対象高年齢労働者が多いもの
- ⑥ 片保険事業であるもの
- ⑦ 数年間算定基礎調査を実施していないもの
- ⑧ 有期事業又は一括有期事業で労働保険徴収法第11条第2項により一般保険料の額を算定しているもの
- ⑨ 労働者一人当たりの賃金総額が著しく低いもの

⑩ 労災保険率の収支が不安定なもの

算定基礎調査の実施に当たっては、各局とも、個別事業場については実地調査（所掌１）又は集合調査（所掌３）を、委託事業場については事務組合事務所への呼出調査を原則としている状況がみられた。また、一部の局においては、効果的かつ効率的な算定基礎調査を実施するため、①国・地方公共団体の発注状況を調査し、収集した資料により未申告又は過少申告と思われる事業場について実施しているもの、②事業場選定を業種、規模、払込み確定保険料額等で絞り込みを行ったうえで、前記選定基準により実施するなど２段階の選定をしているものなど工夫している状況がみられた。

算定基礎調査については、労働保険の適用徴収に関し、未手続事業の解消、収納率の維持・向上及び労働保険と社会保険の徴収事務一元化に係る対応等が必要であるが、会計検査院から労働保険料の徴収過不足について指摘を受けている状況にあるので、その対象事業場選定及び手法等を創意工夫し、今後もより一層効果的かつ効率的に実施する必要がある。

なお、本年度は、雇用保険率の引上げに係る追加徴収業務等の業務量増に伴い、計画件数の変更、実施件数の減少等により対応した局が多数みられた。

イ 平成１５年度算定基礎調査実施計画の策定状況

算定基礎調査実施計画については、各局とも前年度の調査結果等を踏まえたものとなっているが、一部の局では社会保険・労働保険事務徴収センター設置準備業務等により、前年度計画件数から減らして計画している状況がみられた。

また、一部の局においては、事業場選定に当たっては、①労働者派遣事業、②サービス残業の是正等により賃金の遡及支払いがなされた事業場、③確定保険料額（雇用保険分）算定の内訳が添付されていない事業場を追加、重点化するなど、効果的かつ効率的調査に努めている状況がみられた。

（２）労働保険料滞納整理実施計画の策定及び実施状況

滞納整理業務については、平成１４年度の実施状況及び平成１５年度の労働保険料滞納整理実施計画（以下「滞納整理実施計画」という。）の策定を中心に監察した。

ア 平成１４年度労働保険料滞納整理の実施状況

（ア）滞納整理の実施状況

各局においては、滞納整理実施計画に基づき、徴収課（室）及び署を中心

に計画的に実施されており、特に、恒常的滞納事業場及び高額滞納事業場を重点に臨戸督促・徴収を中心とした滞納整理及び新規滞納事業場の発生防止、滞納常習化の阻止のために督促状指定納期前の納入督促など迅速かつ積極的な徴収活動が行われているほか、一部の局においては、

- ① 時効中断、差押え、執行停止等の判断を迅速に行うため、労災法務専門員から意見を徴しているもの
- ② 委託解除滞納事業場整理期間を設定し、事務組合による納入督促が困難な事業場に対して差押えを含む積極的な滞納整理を行っているもの
- ③ 滞納事務組合委託事業場を個別管理し、事務組合に対して全滞納委託事業場からの「債務承認書・納入誓約書（計画書）」の提出を依頼したもの
- ④ プロジェクトチーム等により高額滞納事業場・徴収困難事業場について滞納整理等を効率的に行っているもの

などの方法により滞納整理に取り組んでいる状況がみられた。

（イ）滞納処分

交付要求については、各局で実施しているが、差押え（参加差押えを含む）については、ほぼ半数の局において全く行っていない状況がみられた。

その理由として

- ① 差し押さえるべき財産がない、又は換価額が滞納額より少ないとしているもの
- ② 差押えをした場合、従業員の雇用等に悪影響を与えるとしているもの
- ③ 事務処理が煩雑であり、現在の主体的能力から困難であるとしているもの
- ④ 差し押さえるべき財産の把握が困難であるとしているもの

などであるが、差押えについては、滞納解消のための有効な手法であることから、積極的な財産調査等適正な業務処理を行い、時機を逸することなく適切な対応が必要である。

また、一部の局においては、滞納整理の実施に当たって次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 滞納整理についての処理経過によると、事業主が納付等の期日を約しているにもかかわらず、その時期に滞納整理を実施するなどの対応がされていない

いもの

② 時効中断措置を行った後の措置が不明確なまま、2年経過によって時効完成として処理していたもの

③ 参加差押えに係る関係書類を作成し、官印を押印したものの発出しないまま放置、参加差押え解除通知書の未発送、参加差押えの交付要求時期の遅れ、時効中断措置後のフォローが無いまま時効完成により消滅させていたもの

したがって、牽制体制の整備、進行管理の確保に努め管理者の的確な進行管理のもとで時機を失することなく、効果的・効率的な滞納整理に取り組むとともに、通達等に則した適切な事務処理を行う必要がある。

(ウ) 不納欠損処分 of 処理方法

不納欠損処分については、ほとんどの局において、適正な処理が行われている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、不納欠損処分の実施に当たって次のような適正を欠く状況がみられた。

① 保険料納入実績もなく、なおかつ、債務承認をも拒否している滞納常習事業場について、事業継続中であるにもかかわらず過年度分保険料について差押え等の滞納処分を行うこともなく、単純に時効を理由に不納欠損としていたもの

② 財産調査、事業主所在確認等の措置がないまま、不納欠損処分として処理していたもの

したがって、適切に債務承認等の時効中断の措置を講じ、積極的な財産調査等適正な業務処理を行い、時機を逸することなく必要に応じて差押えを行う必要がある。

(エ) 事務組合に対する滞納整理の実施状況

事務組合に対する滞納整理については、ほとんどの局において、事務組合が提出する労働保険料滞納事業場報告書、労働保険料納入事業場報告書により滞納委託事業場を把握しているものの、事務組合への指導・納入督促又は滞納委託事業場への納入督促にとどまっている状況がみられた。

しかしながら、一部の局において、事務組合が徴収できない場合には滞納委託事業場に対し、臨戸徴収等積極的な徴収活動を行っている状況もみられた。

イ 平成15年度滞納整理実施計画の策状況定

滞納整理実施計画の策定については、高額滞納事業場又は恒常的滞納事業場を重点対象とし、滞納整理強化月間の設定等による局署一体となった効率的な滞納整理の実施などを内容としている状況がみられた。

各局においては、滞納整理実施計画に沿って滞納整理を実施しており、さらに、一部の局においては、

- ① 局に「徴収 1 1 0 番」を設置し、各署の徴収困難な滞納事業場に対する滞納整理等を支援することとしているもの
- ② 多額滞納事務組合及び委託事業場に対する滞納整理等を実施することとしているもの
- ③ 具体的な収納率を目標に設定しているもの
- ④ 高額滞納整理強化期間（2回）、滞納整理強化期間（3回）等複数回の滞納整理強化期間を設定しているもの

など、積極的に取り組んでいる状況がみられた。

3 徴収事務に係る事務処理状況

徴収事務については、収入官吏及び雇用保険印紙に係る事務処理状況を中心に監察した。

(1) 分任収入官吏等の任免状況

ほとんどの局・署において、「徴収関係事務取扱手引Ⅰ」により適正に任命されている状況がみられたものの、一部の局・署においては、事務処理等に次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 収入官吏等命免簿において、分任収入官吏等を命ずる手続きは行われているが、免ずる手続きが行われていないもの
- ② 全ての署で分任収入官吏が任命されていないにもかかわらず、分任収入官吏でなければ命ずることができない主任収入官吏の事務取扱補助者等の業務を行わせているもの
- ③ 分任収入官吏の任免に伴う命免簿の整理、証票の返還処理等の事務処理が適正に行われていないもの
- ④ 分任収入官吏に任命されているものの、現金領収証書が供用されていない者が多数認められたもの
- ⑤ 主任収入官吏の事務取扱補助者に任命されていない者が、その事務を行って

いたもの

(2) 現金領収証書及び現金出納簿等のチェック体制

ほとんどの局・署において、「徴収関係事務取扱手引Ⅰ」に基づき決裁及び検印等により行われているものの、「(5) 収入官吏等に係る事務処理状況」で指摘する様に形骸化したチェックとなり、適正に行われていない状況がみられた。

また、一部の局・署においては、チェック体制自体に次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 徴収課以外の課に配置されている分任収入官吏に係る現金出納簿等に主任収入官吏の決裁がされていないもの
- ② 現金領収証書の書損処理及び未使用残枚数の廃棄処理の決裁が署長のみの検閲として行われていたもの
- ③ 主任収入官吏による現金領収証書原符への検印が、領収日から相当日数(1週間以上)を経て押印されていたもの
- ④ 現金領収証書原符に主任収入官吏の検印がなされていないもの

したがって、会計事故防止の観点からも各級管理者によって適正な決裁、確実な点検による牽制体制の確立を図ることが必要がある。

(3) 現金領収証書の受払及び保管方法

ほとんどの局・署においては、物品請求書を使用して物品管理官から現金領収証書等の供用を受けており、供用を受けた後は、施錠可能な堅固な容器に保管するなど適正に管理されている状況がみられた。

しかしながら、一部の局・署において、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 現金領収証書及び納付受託証書の物品管理官からの供用年月日と現金出納簿等の受領年月日が相違していたもの
- ② 現金領収証書が、本省から管理換されたものがそのまま全一括して徴収課に供用されており、また、徴収課においても適正な管理が行われていないもの
- ③ 現金領収証書等が、物品管理簿により適正に管理されていないもの

特に、現金領収証書の不適切な管理は、重大な会計事故につながる恐れがあることを十分認識し、物品管理法等関係法令に基づいて適正に管理する必要がある。

(4) スタンプ領収の取扱い状況

スタンプ領収を実施しているほとんどの局においては、15年度の年度更新期

間中の収納事務が集中する時期に限定して実施されていた。

また、事務処理においては、ほとんどの局において牽制体制に配慮し、適正に行われていたものの、一部の局・署においては、事務処理等に次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① スタンプ領収事務が単独で行われていたもの
- ② 領収スタンプが、1人の主任収入官吏について複数使用されていたもの
- ③ 使用期間・収納責任者を定めることなく実施していたもの
- ④ 納付書の金額欄に訂正があるものについてもスタンプ領収していたもの
- ⑤ 1日数件程度の取扱いにも係わらず、1か月以上の期間にわたってスタンプ領収が行われていたもの

特に、スタンプ領収については、不正事故防止の観点からその運用期間・範囲について必要最小限に止め、十分な管理・牽制体制の下での厳正な事務処理が必要である。

(5) 収入官吏等に係る事務処理状況

ほとんどの局・署において、収入官吏の事務処理について、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 収入官吏による払込み遅延が認められたもの
- ② 現金領収証書について、書損の理由は記載されているが、書損後の顛末が記入されていないものなど、書損の事務処理が適正に行われていないもの
- ③ 領収金額・領収日付の誤り等書損として処理すべきものが訂正して使用されていたもの
- ④ 現金領収証書の領収日付の追記、改ざん、ゴム印による押印などがなされていたもの
- ⑤ 現金領収証書の訂正等の事務処理が適正に行われていないもの
- ⑥ 「徴収関係事務取扱手引Ⅰ」に示されている以外の現金領収証書が使用されていたもの
- ⑦ 現金出納簿において、行の削除・挿入等不適切な処理が行われていたもの
- ⑧ 歳入歳出外現金領収証書を発行することなく、納付受託の際の手数料を徴収していたもの
- ⑨ 納付受託において、主任収入官吏名及び同公印を使用していたもの
- ⑩ 不渡り、組戻し証券の返還に当たって、証券の受領証書を記載した納付受託証

書の返還を求めている、又は納付受託証書を返還することができない場合に、納付受託証書を返還できない理由を明らかにした受領証書を徴していないもの以上、不適切な事務処理についてのほとんどが、担当収入官吏等の誤りによるものであるが、主任収入官吏までの決裁を受ける過程において、何ら指摘・是正されることなく正当なものとして処理されていたことから、牽制体制を十分に機能させる必要がある。

(6) 雇用保険印紙に係る事務処理状況

ア 事業場の実在確認方法等の状況

各局とも、印紙購入通帳の新規交付に当たって、法人は登記簿謄本等、個人は住民票等の関係資料により事業の確認を行うとともに、事業場の存在が十分に確認されている場合を除き、必ず実地調査により当該事業場の実在確認を行うよう指導している状況がみられた。

イ 印紙購入通帳を交付する際の措置状況

大量不適正購入等を防止するため、ほとんどの局において、印紙購入通帳の新規交付に当たり、必要と認められる印紙購入申込書について1片を限度として、それ以外の申込書は切り離して交付するよう指導している状況がみられた。

ウ 印紙購入通帳の再交付及び指導状況

各局とも、印紙購入通帳更新申請書の場合には、工事請負契約書等による事業予定状況の確認のほか、保険関係の成立届等関係確認書類によって事業場の確認及び必要に応じて事業場又は現場の実地調査を行うよう指導している状況がみられた。

なお、一部の局においては、印紙保険料納付状況報告書に未提出分がある事業主に対しては、特段の理由のない限り報告書の提出があるまで印紙購入通帳を交付しない措置を行っている状況がみられた。

エ 各局とも、印紙保険料納付確認に当たっては、印紙保険料納付状況報告書及び雇用保険印紙販売・購入状況リストと雇用保険印紙販売状況報告書との照合を行い、差異がある場合は、所へ調査確認の指示を行う等、不自然な購入状況の有無を確認している状況がみられた。

なお、不適正購入と認められる事案が発生した局においては、近隣の局及び取扱の多い局への通報とともに、当該事業場に対する実地調査が行われている状況がみられた。

第3 労働保険事務組合の監督・指導業務の実施状況

事務組合の監督・指導に係る監察については、監督・指導状況及び事務処理の改善指示状況を中心に監察した。

1 事務組合の監督・指導の実施状況

事務組合に対する監督・指導については、ほとんどの局において、2年に1回を基本として、①認可基準及び事務処理規約等に適合しているか、②法定三帳簿が整備されているか、③労働保険料が適正に納付されているかを重点に実施していた。

委託事業場の指導については、ほぼ半数の局において当初の計画件数を下回る指導状況であり、一部の局においては、全く指導を行っていない状況もみられた。

さらに、事務組合の運営において顕在化している事務組合事務担当者の高齢化、人事異動等による事務組合業務の不慣れ、母体団体の本来業務との兼務による事務処理能力の低下等の問題に対し、各局では、事務担当者の研修会、及び各種会議等において、事務処理の適正化等の指導に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 所掌ごとに指導方針等が別々に決められ、斉一性を欠くもの
- ② 所掌1の事務組合に対する監督・指導が平成12年度以降行われていないもの

2 改善指示・指導事項

改善指示については、ほとんどの局において、必要と認められる事項については文書で、軽微な事項については口頭で改善指示を行っている状況がみられた。

また、改善状況の確認に当たっては、文書により改善指示を行った事務組合については文書による改善状況の報告を求め、口頭により改善指示を行った事務組合については、次回監督・指導時等に確認している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 文書指示の基準が統一されていないもの
- ② 文書指示すべき改善事項を口頭だけで行っているもの
- ③ 改善状況報告を文書で求めているもの

3 事務組合及び委託事業場に対する監督・指導方針等（平成15年度）

監督・指導の基本方針については、ほとんどの局において、平成14年度と同様に原則として2年に1回の割合で計画的に実施することとしており、事務組合の適正な運営と育成・指導のため、事務処理体制の確立等効果的に行うこととしている状況がみられた。

また、事務組合を育成・指導する上で特に委託事業の拡大等の指導を行い、労保連主催の研修会等において、事務処理能力向上の研修を実施することとしている状況がみられた。

第4 年度更新の実施状況（平成15年度）

平成15年度の年度更新に当たり、その実施状況について、説明会の実施状況、早期収集のための取組状況、その他の取組状況（広報等）、徴収（部・課・室）と総務・基準・安定各部の連携状況を中心に監察した。

1 年度更新説明会の実施状況

各局とも、局・署の事前打ち合わせを実施するとともに、実施要領等を策定しており、年度更新業務が円滑に実施されるよう努めている状況がみられた。

（1）個別事業場

個別事業場に対する説明会については、ほとんどの局で地域の実情に合わせて開催している状況がみられたが、一部の局においては、説明会参加事業場の減少等から説明会を実施せず、それに代えて年度更新申告書受付相談会等の実施により対応している状況がみられた。

（2）事務組合

事務組合に対する説明会については、各局とも実施しており、説明会に出席していない事務組合に対しては、資料を送付している状況がみられた。

2 早期収集のための取組状況

早期収集のための取組みについては、各局とも、後述の広報活動のほか、集合受付、相談コーナーの設置や文書・電話督促、臨戸収集を実施している状況がみられた。

また、ほぼ半数の局においては、前年度遅延事業場及び新規成立事業場に対してハガキ、又は電話により法定期日までに申告納付を促しており、一部の局では集合受付等に社会保険労務士の活用を図るなどの取組がみられた。

3 その他の取組状況（広報等）

年度更新に係る広報については、各局とも、テレビ・ラジオ放送への依頼、地方公共団体、事業主団体等の広報誌への掲載依頼等の従前の手法を用いて実施しているほか、一部の局においては、ホームページを活用して広報活動に努めている状況

がみられた。

なお、ホームページの活用については、ダウンロードにより作成可能な「確定保険料算定基礎賃金集計表」を掲載して事業場の利便性を図ったものがみられた。

4 徴収（部、課、室）と総務・基準・安定各部の連携状況

年度更新においては、短期間に大量の業務を処理することとなることから、各局において、各部との連携を図り、局・署・所一体となって説明会、集合受付等における人的応援等を、また、年度更新を局業務の周知機会と捉え、各部課所掌業務の周知に活用し、実施している状況がみられた。

第5 職員研修計画の策定及び実施状況

1 職員研修計画の策定状況

研修計画については、ほとんどの局において、基礎的専門的知識・技術の付与による職員の事務処理能力の向上を目的に、職員からの意見・要望及び管内の実情等を勘案し年間計画を策定している状況がみられた。また、一部の局においては、所の職員への適用徴収業務の研修を実施するなどの工夫をしている状況がみられた。

2 職員研修の実施状況

研修等の実施状況については、23局で延べ65回、研修対象別には、新任職員25回、専門研修27回、管理者研修6回、その他2回となっており、その内容は、適用徴収職員研修、新任適用徴収業務担当職員研修等基礎的知識の付与及び職員の事務処理能力の向上、管理者に対してはチェック体制の確立等を図る内容となっている状況がみられたものの、不正事故防止の観点からも管理者研修の一層の充実が望まれる。

また、一部の局においては、全く研修が実施されていない等の適正を欠く状況もみられた。

研修の講師については、各局とも、補佐・監察官等の幹部職員のほか、専門官・係長等の実務者が担当していた。また、一部の局においては、差押えに関する法律的知識、財務諸表、帳簿の見方等の知識を付与するため弁護士、公認会計士、税理士、登記官等を講師に、関係行政機関の滞納処分の手法等を参考とするため、税務署又は社会保険事務所の専門官等を講師にそれぞれ依頼している状況がみられた。

第6 会計事故防止対策の策定及び実施状況

会計事故防止対策については、ほとんどの局において、重点事項として、昭和63年8月31日付け労働省発労徴第63号・基発第561号・職発第486号「労働保険に係る不正受給防止対策等の充実、強化について」及び平成15年8月28日付け基徴発第828001号「収納事務に関する牽制体制」等に基づき、業務実施要綱等を策定して、内部牽制体制及び業務チェック体制の確立等を周知徹底している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、①内部牽制体制及び業務チェック体制を定めているものの実効が伴っていないもの、②業務実施要綱等を全く定めていないものなどの状況がみられた。

また、署への指導に当たっては、署長会議、労災主務課長会議、適用徴収関係職員研修のほか、監察、徴収課（室）による業務指導により、会計事故防止の徹底に努めている状況がみられた。

平成15年度中央監察実施労働局及び労働基準監督署

労働局名	労働基準監督署名
北海道	札幌中央 函館 岩見沢 釧路 滝川 帯広 苫小牧
青森	八戸
岩手	花巻
宮城	仙台
福島	福島 会津
茨城	
栃木	宇都宮 栃木
●群馬	前橋
千葉	
●東京	新宿 亀戸 品川 王子
新潟	新潟 三条
富山	富山 高岡
石川	
山梨	甲府
岐阜	大垣 関
静岡	
愛知	名古屋南 一宮 瀬戸
●滋賀	大津
京都	京都上 京都下
大阪	大阪中央 大阪南 羽曳野 茨木
奈良	奈良
●島根	松江
岡山	
広島	広島中央 福山 尾道
徳島	徳島
●愛媛	松山 新居浜
●福岡	北九州西 福岡東 久留米 大牟田 飯塚
長崎	諫早
宮崎	宮崎 都城
沖縄	沖縄

(注) 1 ☐ については中央労災補償監察官が、☐ については中央雇用保険監察官がそれぞれ実施した。

2 ●印の労働局については収入官吏に係る業務についてのみ実施した。